

令和2年度書面による事業の実施状況調査結果の概要

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、実地指導を見合わせ、地域密着型サービス事業所27か所及び居宅介護支援事業所49か所において書面による事業の実施状況調査を実施しました。

書面による事業の実施状況調査による主な指摘事項は、次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に対して改善を求めました。

地域密着型サービス

1 地域密着型通所介護

(人員に関すること)

- ・事業所ごとに置くべき員数の従業者を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、交付して説明を行う重要事項説明書(事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をいう。)の内容が不正確・不十分な事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証により受給資格等を確認していない事例が認められた。
- ・従業者の各職務の勤務時間、管理者との兼務関係を明確にした勤務体制が定められていない事例が認められた。
- ・従業者に対して研修の機会を確保していない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画を定めていること、また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・指定地域密着型通所介護従業者の秘密保持について必要な措置を講じていない事例が認められた。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していることが確認できない事例が認められた。

(変更の届出等)

- ・指定地域密着型通所介護の利用料、利用定員、従業者の勤務の体制の変更について、変更の届出を行っていない事例が認められた。

2 認知症対応型通所介護

(運営に関すること)

- ・指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に

対し、交付して説明を行う重要事項説明書（事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をいう。）の内容が不正確・不十分な事例が認められた。

- ・指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証により受給資格等を確認していない事例が認められた。
- ・従業者に対して研修の機会を確保していない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画に定める定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。

3 認知症対応型共同生活介護

（運営に関すること）

- ・指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、交付して説明を行う重要事項説明書（事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書をいう。）の内容が不正確・不十分な事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画に定める定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表していない事例が認められた。

居宅介護支援

（運営に関すること）

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して説明し、理解を得なければならない事項（利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等）につき説明が不十分な事例が認められた。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めている事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更の際し、担当者に対して、各担当者が自ら提供する指定居宅サービス等に係る計画の提出を求めていることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、継続して福祉用具貸

与を受ける必要性について検討されていない事例が認められた。

- ・介護支援専門員の勤務の体制を定めていない事例が認められた。
- ・従業者の秘密保持について必要な措置を講じていない事例が認められた。
- ・利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。